

7 中小企業高度人材確保助成金

1 創業等に際して会社の経営基盤を築く人材を採用するとき (中小企業高度人材確保助成金)

雇用管理の改善計画の認定を受けた個別中小企業者、又は事業協同組合等の構成中小企業者が、計画に基づき新分野展開等に必要の高度人材を受け入れた場合に、1企業あたり3人を上限とし、申請事業所の対象労働者の平均賃金に相当する額の1/3を最大1年間助成するものです。

基本条件 対象：企業 規模の制限：中小企業 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター (123頁参照)
ホームページ：http://www.ehdo.go.jp/

3. 高齢者の活用に使える助成金

8 新規・成長分野雇用創出特別奨励金

1 新規・成長分野の事業者が60歳未満の者を雇入れるとき (新規・成長分野雇用奨励金)

新規・成長分野事業として指定された15分野の事業を行う者が、60歳未満の求職者を公共職業安定所等の紹介により雇入れたとき、60歳未満の労働者1人につき70万円の助成を受けることができます。

基本条件 対象：企業 規模の制限：なし 業種の限定：指定15分野の事業

問い合わせ先 (財)高年齢者雇用開発協会 助成部 ☎03-5223-3450
ホームページ：http://www.assoc-elder.or.jp

2 新規・成長分野で求職者に職安の推薦に基づき訓練を実施するとき (新規・成長分野能力開発奨励金)

新規・成長分野事業として指定された15分野の事業を行う事業主等が、公共職業安定所に求職の申込みをした者に、公共職業安定所の受講推薦に基づき職業訓練を実施したとき、受講生1人につき1月あたり「OJTによるもの2万4,100円、座学9万円」の助成を受けることができます。

基本条件 対象：企業・個人 規模の制限：なし 業種の限定：指定15分野の事業

問い合わせ先 (財)高年齢者雇用開発協会 助成部 ☎03-5223-3450
ホームページ：http://www.assoc-elder.or.jp

9 継続雇用定着促進助成金

1 定年年齢を超えて65歳以上まで継続雇用をするとき（継続雇用制度奨励金第I種）

60歳以上の定年を定めている事業主が、希望者全員を65歳以上まで雇用する制度（定年の引上げ、勤務の延長、再雇用、在籍出向）を導入した場合、一定の条件のもとで最高250万円まで最長5年間にわたり助成を受けることができます。

基本条件 対象：企業 規模の制限：10人以上 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 (財)高年齢者雇用開発協会 助成部 ☎03-5223-3450
ホームページ：http://www.assoc-elder.or.jp

2 定年後の継続雇用により高年齢者を多数雇用するとき（多数継続雇用助成金第II種）

希望者全員を65歳以上の年齢まで雇用する制度を設けて、継続雇用制度奨励金（第I種）を受給した事業主が適用できる制度で、1年以上雇用されている60歳以上65歳未満の高齢者の割合が15%を超えていることなど、一定の条件を満たしている場合に助成を受けることができます。

基本条件 対象：企業 規模の制限：原則10人以上 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 (財)高年齢者雇用開発協会 助成部 ☎03-5223-3450
ホームページ：http://www.assoc-elder.or.jp

3 定年延長制度の円滑な運用を図るとき（定年延長職業適応助成金第III種）

継続雇用の推進及び定着を図ることを目的とし、定年延長制度の円滑な運用を図るための講習等を実施した事業主に対して、所用経費を最高4分の3、対象労働者1人当たり最高35万円の助成を受けることができます。

基本条件 対象：企業 規模の制限：なし 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 (財)高年齢者雇用開発協会 助成部 ☎03-5223-3450
ホームページ：http://www.assoc-elder.or.jp

10 特定求職者雇用開発助成金

1 高齢者、障害者等就職が特に困難な者を雇入れたとき（特定就職困難者雇用開発助成金）

60歳以上の者、障害者等の就職が特に困難な者を公共職業安定所または職業紹介所の紹介により、継続雇用する労働者として雇い入れ、その者を助成金の支給終了後も引続き相当期間雇用する者に対して、支払った賃金相当額の一部が助成されます。

基本条件 対象：企業 規模の制限：なし 業種の限定：なし

問い合わせ先 都道府県労働局職業安定部（122頁参照）
ホームページ：<http://www.hellowork.go.jp>

2 雇用状況が全国的に悪化し45歳以上60歳未満者等を雇入れるとき（緊急就職支援者雇用開発助成金）

完全失業率の上昇など、雇用状況が全国的に悪化したと厚生労働大臣が認めた場合に、発動される緊急就職支援制度で、発動期間中に就職援助計画の対象となる45歳以上60歳未満の者を雇入れる事業所に、賃金相当額の4分の1（中小企業3分の1）が助成されます。

基本条件 対象：企業 規模の制限：なし 業種の限定：なし

問い合わせ先 都道府県労働局職業安定部（122頁参照）
ホームページ：<http://www.hellowork.go.jp>

11 高年齢者雇用環境整備奨励金

1 高年齢者のための施設・設備の改善投資を行うとき

高年齢者の雇用の維持・拡大を目的とした制度で、高年齢者の作業を容易にするために施設や設備の改善に500万円以上の設備投資を行い、高年齢者の雇用者数を増加させた事業主は、高年齢者の雇用者数に応じて、25万円から2,000万円までの助成を受けることができます。

基本条件 対象：企業 規模の制限：なし 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 (財)高年齢者雇用開発協会 助成部 ☎03-5223-3450
ホームページ：<http://www.assoc-elder.or.jp>